

**江戸川区河川敷施設維持管理業務委託
仕様書（河川敷グラウンド）
～整備・修繕等～**

江 戸 川 区

目 次

第 1	本書の位置付け	2
第 2	施設概要および基本事項	2
1	施設概要 別紙（グラウンド）1～2 参照	2
2	基本事項	3
第 3	施設の維持管理に関する業務	3
1	保守管理業務	3
第 4	グラウンドメンテナンスに関する業務	4
1	グラウンドメンテナンスの留意事項	4
2	メンテナンスに使用する機械	4
第 5	事業管理に関する業務	4
1	事業計画書の作成業務	4
2	月次報告書の作成業務	5
3	文書の管理	5
第 6	維持管理業務の下請けなど	5
1	下請負の適正化について	5
第 7	その他	5
1	管理体制の整備など	5
2	個人情報の保護	5
3	環境への配慮	5
4	その他の留意事項	6

第1 本書の位置付け

本書は、江戸川区（以下「区」という。）が委託する江戸川区河川敷施設維持管理業務委託（以下「本業務」という。）管理運営に関し、仕様を定めるものであり、受託事業者（以下「事業者」という。）は、本仕様書に基づき本業務を履行するものである。

第2 施設概要および基本事項

1 施設概要 別紙（グラウンド）1～2参照

施設名：江戸川グラウンド（利根川水系江戸川右岸河川敷内体育施設）

場 所：江戸川区北小岩7丁目地先～篠崎町3丁目地先

開設年月日：昭和47年4月1日

施設内容：野球場	20面	少年野球場	12面
多目的広場	1面	ソフトボール場	3面
サッカー場	5面	少年サッカー場	4面
ラグビー場	1面	運動場兼ラグビー場	1面
スポーツ広場	1面		

施設名：荒川グラウンド（荒川水系荒川右岸河川敷内体育施設）

場 所：江戸川区平井7丁目地先～小松川4丁目地先

開設年月日：昭和41年4月1日

施設内容：野球場	5面	少年野球場	4面
ソフトボール場	2面	少年サッカー場	1面
多目的広場	1面		

（1）貸出時間および休業日

本施設の貸出時間は、下記のとおりとする。

貸 出 月	貸出時間
4月～9月	午前6時～午後6時
10月	午前6時～午後4時
11月・12月	午前8時～午後4時
1月・2月	午前10時～午後4時
3月	午前8時～午後4時

本施設における年末年始の休業日は、12月31日～翌年1月3日とし、休業中は河川敷入口のゲートを閉める。また、12月30日午後および1月4日午前は、休業のための片付けや、再開の安全確認のため、グラウンドの貸し出しは行わない。ただし、区長が特に必要と認めるときはこれを変更し、または臨時に休業日を定めることができる。

2 基本事項

- (1) 事業者は当該施設の整備、補修工事、その他、必要により区の指示する事項などをその責任において履行すること。
- (2) 事業者は業務実施にあたり、当該業務を適正に履行し、密に区と連携および適正に実務を執り行うこと。また、事業者は、当該施設における人員配置については、多種にわたる業務を適正に遂行することができるよう適切な配置に努めること。
- (3) 事業者は定期的に施設を巡回し、施設状況の現状把握に努め、破損・異常箇所が見受けられる場合は速やかに区に報告し、修理などの対応を行うこと。
- (4) 業務の履行に必要な各種経費（燃料費、光熱水費、修繕費、消耗品費、原材料費、工事費など）は事業者にて支払うこと。

なお、支払いについては、下記の事項を遵守すること。

- ・ 100 万円以上の経費については、事前に区の承認を得ること。
- ・ 支払いの翌月末までに領収書等の支払いが確認できる書類を区に提出すること。
- ・ 100 万円未満の経費についても、区が必要と認めた場合には、支払いが確認できる書類を速やかに提出すること。

- (5) 上記（1）に係る委託料の支払いは、概算払いとする。
- (6) 事業者は、支払いを受けた委託料の執行内容を明らかにした精算書を、業務終了後速やかに区へ提出すること。

なお、精算した場合において精算残金を生じたときは、速やかに区に返納すること。

第3 施設の維持管理に関する業務

1 保守管理業務

- (1) 施設の整備・補修 **別紙3-1（河川敷グラウンド整備・補修等実績）参照**

別紙3-2（河川敷グラウンド整備・修繕工事一覧）参照

施設および整備の機能と環境を維持し、本施設におけるサービスの提供が常に円滑に行われるよう、施設および設備の保守管理業務を行うこと。

（業務に必要な主な経費）

- ① 燃料費（自動車、トラクターなどのガソリンおよび軽油、灯油）
- ② 光熱水費（管理事務所の電気、水道）
- ③ 修繕費（草刈機、トラクター、コートローラー、タイヤローラー、バイク、法定点検、サッカーゴールなど）
- ④ 消耗品費（ラインパウダー、競技用品、機材部品、塗料、木材、作業用品、工具など）
- ⑤ 原材料費（通常維持および整備用の岩瀬砂、洗砂、真土など）
- ⑥ 工事費（バックネット支柱交換、スコアボードおよび看板交換、排水ますおよび排水管の設置、施設補修など）
- ⑦ 機材賃借料（通常維持および冠水・砂塵対策に必要なブルドーザー、ダンプ、ラフターのリース、A E Dの賃借料など）
- ⑧ 電信料（テープ案内基本料、通信料など）
- ⑨ 保険料・重量税（ダンプ、バイクなどの自賠責保険および重量税）

(2) 草刈り業務

年間計画を策定し、定期的に作業を行い、グラウンドを適切に維持管理すること。当日の作業開始にあたってはミーティングを実施の上、作業範囲を確認しながら行うこと。また、機器類の始動点検などを必ず行うこと。

草刈り作業を行う範囲は、江戸川および荒川グラウンド管理マニュアルを参照すること。

(3) 機械および手作業によるグラウンドメンテナンス

施設利用者がより快適で安全に使用することができるよう、適宜、機械および手作業によるグラウンドメンテナンスを行うこと。また、予約が入っているグラウンドは、貸出前に必ず点検し、必要な処置を行うこと。

メンテナンスの際、必要な原材料・ベース用台木・各種道具類・重機（オペレーター付き）などの費用は、事業者の負担とすること。

(4) 施設内全般の日常点検など

施設内の建造物、設置物などの日常点検を行い、必要な処置を行うこと。日常の補修で対応できないものは、必ず区へ報告すること。また、その際に緊急対応が必要な場合は、区の指示に従い速やかに対処すること。

第4 グラウンドメンテナンスに関する業務

1 グラウンドメンテナンスの留意事項

グラウンドの乾燥状況及び風向き等を十分考慮し、近隣住民をはじめ、河川敷内の利用者に迷惑のかからないように最大限の配慮をする。（場合によっては中断する。また、乾燥して砂埃等が舞う場合には、各所に設置している散水栓から利用者にも協力していただきながら実施する。

2 メンテナンスに使用する機械

○ 施設名：江戸川河川敷グラウンド	<u>計8台</u>
・トラック 2t ダンプ	1台
・トラック 3t ダンプ	1台
・軽トラックダンプ	1台
・トラクター（バケット＋耕転機＋レイキ）	1台
・トラクター（レイキ）	1台
・トラクター（バケット）	1台
・小ローダー	1台
・タイヤローラー 3t（転圧用）	1台
○ 施設名：荒川河川敷グラウンド	<u>計3台</u>
・トラクター（バケット＋耕転機）	2台
・シャベルローダー	1台

第5 事業管理に関する業務

1 事業計画書の作成業務

事業者は、年度当初に、連絡体制、人員配置計画、草刈り作業計画、定期清掃計画などを盛り込んだ事業計画書を作成し、区に提出すること。

2 月次報告書の作成業務

事業者は、翌月末までに月次報告書を区へ提出すること。

- (1) 維持管理業務の実施状況
- (2) 原材料、高額な物品購入や修繕などの実施状況

3 文書の管理

- (1) 記録の保管

事業者は、区の指示に基づき、適切に分類・管理・保管すること。

第6 維持管理業務の下請けなど

1 下請負の適正化について

- (1) 事業者は、事業者自らを下請負者（二次下請負以下も含む。以下同様。）として使用してはならない。
- (2) 事業者は、下請負者の配置技術者に、事業者自らの維持管理業務はもとより、他の下請負者の担当する維持管理業務等を代行させてはならない。
- (3) 事業者は、歩行者や一般交通など第三者に対する安全確保については、事業者自らの責任において行わなければならない。ただし、下請負者が自らの維持管理業務のみを単独で実施できる範囲については、当該下請負者に行わせることができる。

第7 その他

1 管理体制の整備など

- (1) 管理運営体制

事業者は、本事業を円滑かつ適切に遂行することが可能な維持管理・運営体制を構築すること。なお、本施設には区職員は配置せず、巡回による指示監督を行うこととする。

- (2) 連絡体制

事業者は、管理に必要となる情報通信機器（パソコン、プリンター、トランシーバー、携帯電話）などを用意し、区との円滑な連絡体制を整えること。

- (3) 服務

事業者は、従事する全ての職員に対して公益使命を自覚させ、制服、名札、腕章などの着用、来場者に満足を与える接遇（服装、身だしなみ、言葉づかいなど）を徹底すること。

2 個人情報の保護

事業者は、個人情報保護法および個人情報の保護に関する法律及び個人情報保護に関する特約条項、江戸川区情報セキュリティポリシー等を遵守し、個人情報の漏えいがないようにすること。また、業務上知りえた秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用してはならない。これらは委託業務の受託終了後ならびに従事者が職務を退いた後においても同様とする。

3 環境への配慮

事業者は、江戸川区第6次環境行動計画に基づき、省エネルギーやリサイクルの推進など環境に配慮した取り組みに努めること。なお、区が実施する取り組みには、積極的に協力すること。

4 その他の留意事項

- (1) 業務を遂行する上で、関連する法規がある場合には、それらを遵守すること。
- (2) 区で作成したグラウンド管理マニュアルの内容を必ず確認の上、業務にあたること。
- (3) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合および仕様書に定めがない事項については、区と協議の上、決定すること。

個人情報保護に関する特約条項

(定義)

第1条 本特約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。
- (2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報という。

(個人情報の収集、保管及び利用)

第2条 乙は、甲が委託する業務を実施する場合にのみ、甲の指定する範囲内で個人情報（特定個人情報を除く。）の収集、保管及び利用をすることができる。

- 2 乙は、甲が委託する業務を実施する場合にのみ、番号利用法に規定する範囲のうち、甲が指定する範囲内で、当該業務を行うために必要な限度において特定個人情報を収集、保管及び利用をすることができる。

(責務)

第3条 乙は、個人情報の収集、保管及び利用に当たって、区民の基本的人権を尊重するとともに、個人情報の保護を図るため、個人情報を取り扱うに当たっては、取り扱う従業者を明確化するとともに、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために次条以下の必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持)

第4条 乙は、乙の職員等に対し、業務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならないこと、その職を退いた後も同様とすることを徹底するとともに、退職時には退職者に対して改めて、同様の指導をしなければならない。

(取扱場所)

第5条 乙は、甲の同意を得た場所においてのみ、個人情報を取り扱うものとし、当該場所以外に持ち出してはならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第6条 乙は、甲の同意を得なければ、個人情報（特定個人情報を除く。）について、業務の範囲を超える利用及び第三者への提供をしてはならない。

- 2 乙は、特定個人情報について、業務の範囲を超えた利用及び番号利用法第19条各号のいずれかに該当する場合を除いた第三者への提供をしてはならない。

(再委託の制限)

第7条 乙は、個人情報に関する業務を乙以外の者へ再委託してはならない。ただし、当該業務の一部について、やむを得ず第三者に再委託するときは、あらかじめ再委託する内容を甲と協議し、甲の許諾を得なければならない。また、甲の許諾を得た場合においては、乙は当該第三者（以下「再委託先」という。）を監督する義務を負うとともに、再委託先に対してもこの個人情報保護に関する特約条項を遵守させなければならない。

- 2 乙は、前項ただし書の規定により、再委託しようとするときは、乙と再委託先の間で取り交わす

契約書等これに類する書類に次に掲げる事項を明記しなければならない。

一 再委託先が乙から受託した業務の一部について、やむを得ず第三者に再々委託するときは、あらかじめ再々委託する内容を乙に通知し、乙を通して甲の許諾を得なければならないこと。

二 個人情報の管理状況について、必要に応じて甲の指定した職員が立入調査をすること又は報告を求めることができること。

三 前2号に掲げるもののほか、個人情報の保護に関する事項

3 乙は、前項に規定する書類の写しを速やかに甲に提出しなければならない。

4 前3項の規定は、再委託先の再々委託に関する取扱いについて、準用する。また、再々委託以降の全ての段階における委託においても同様とする。

(複写及び複製等の禁止)

第8条 乙は、本業務以外に個人情報の複写、複製及び加工をしてはならない。

(提供資料の返還義務等)

第9条 乙は、甲より提供される個人情報に関する資料を、本業務で使用後速やかに返還しなければならない。

2 乙は、本業務において甲から提供された個人情報の複写、複製又は加工を行った場合は、当該個人情報を業務終了後又は指定された保存期間が経過した場合は、速やかに返還しなければならない。ただし、当該個人情報の記録形態等により返還することが困難な場合は、あらかじめ当該個人情報の取扱いについて甲と協議し、甲の承認を得た上で、外部に漏えいすることのないよう適切な方法により速やかに廃棄又は消去等の処理をし、廃棄方法、日時等を記録した報告書を甲に提出しなければならない。

3 業務委託上使用する個人情報の受渡しについて、甲乙双方で管理簿に記録しなければならない。

(個人情報の管理方法の指定)

第10条 乙は、個人情報の管理の適正を期するため、甲の指定する管理方法をとらなければならない。

(立入調査等)

第11条 甲は、個人情報の管理の適正を期するため、必要に応じて乙の管理状況を立入調査することができる。

2 前項に規定するもののほか、甲は、乙の従業者に対する監督、教育、契約内容等の遵守状況について、報告を求めることができる。

(事故発生時における報告)

第12条 乙は、乙の管理する個人情報に紛失、破損、改ざん、漏えい、システム異常等が発生した場合は、速やかに甲へ報告するとともに、事故発生及び処理報告書を甲へ提出しなければならない。

(受託者名の公表措置及び損害賠償義務)

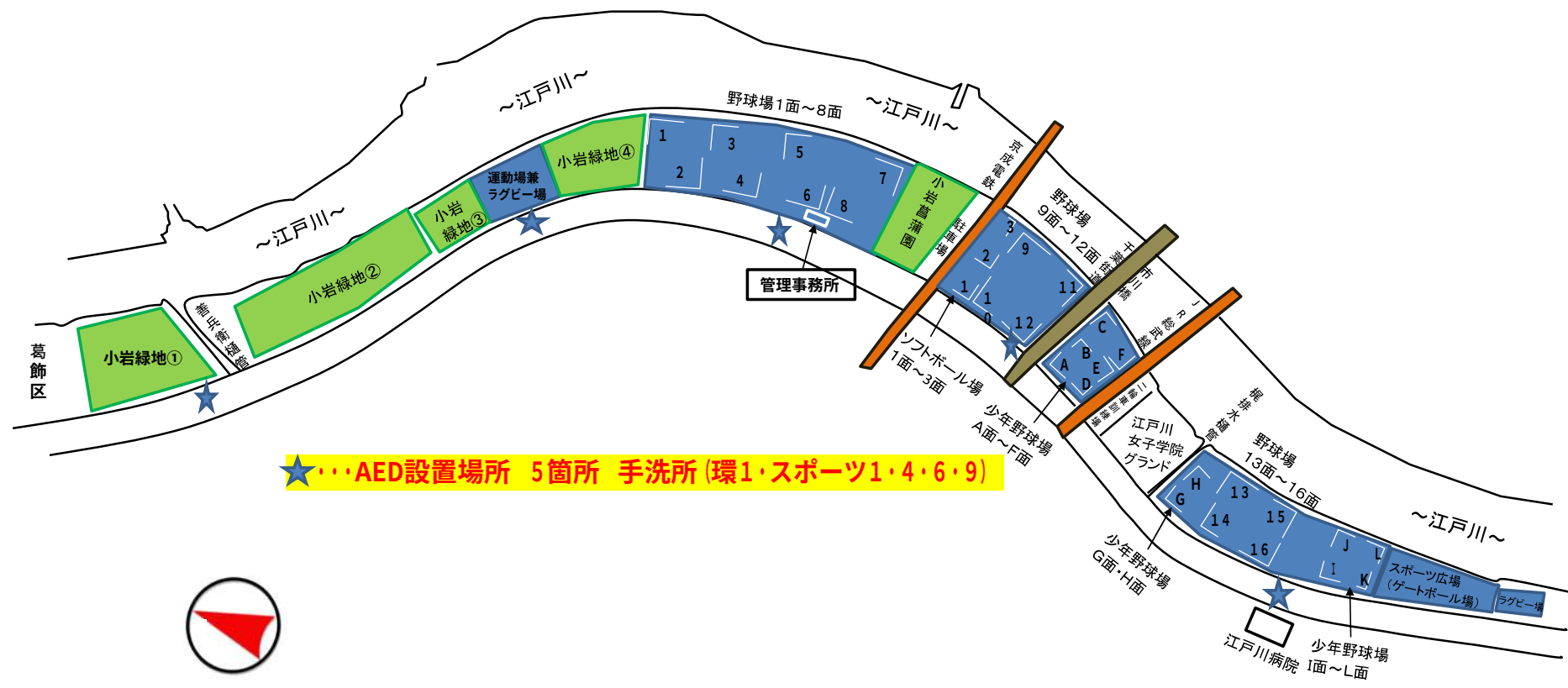
第13条 甲は、乙が個人情報の保護に関する事項について、違反し、又は怠った場合は、当該事実を公表できるものとし、乙の当該違反又は^{けたい}懈怠に起因する損害について、乙は、その賠償の責任を負う。

(その他)

第14条 この特約条項に定めのない事項については、乙は、甲の指示に従うものとする。

別紙 1 - 1 (グラウンド) 江戸川河川敷地図 (小岩方面)

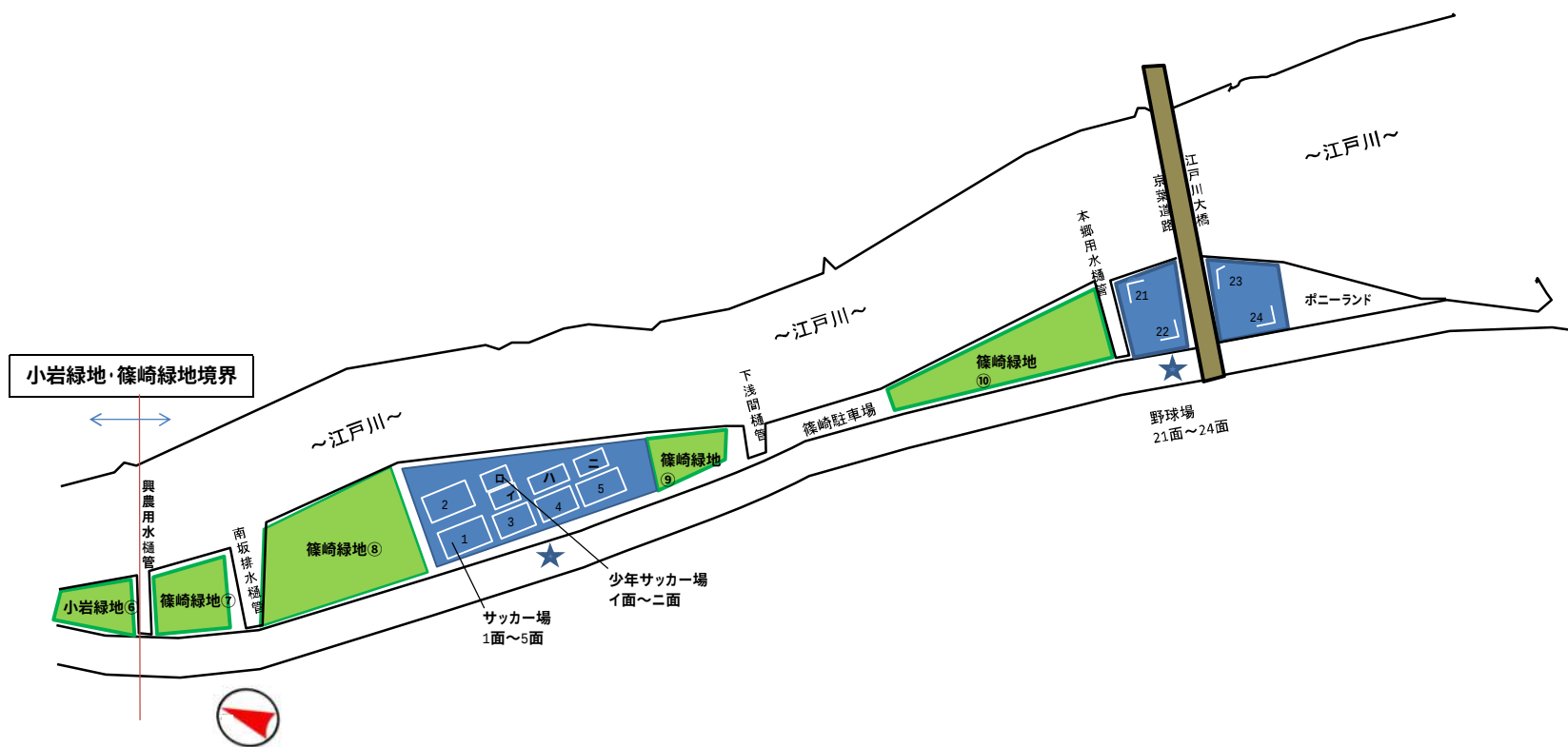
小岩緑地管理面積 (スポーツ施設含む) 420,963㎡



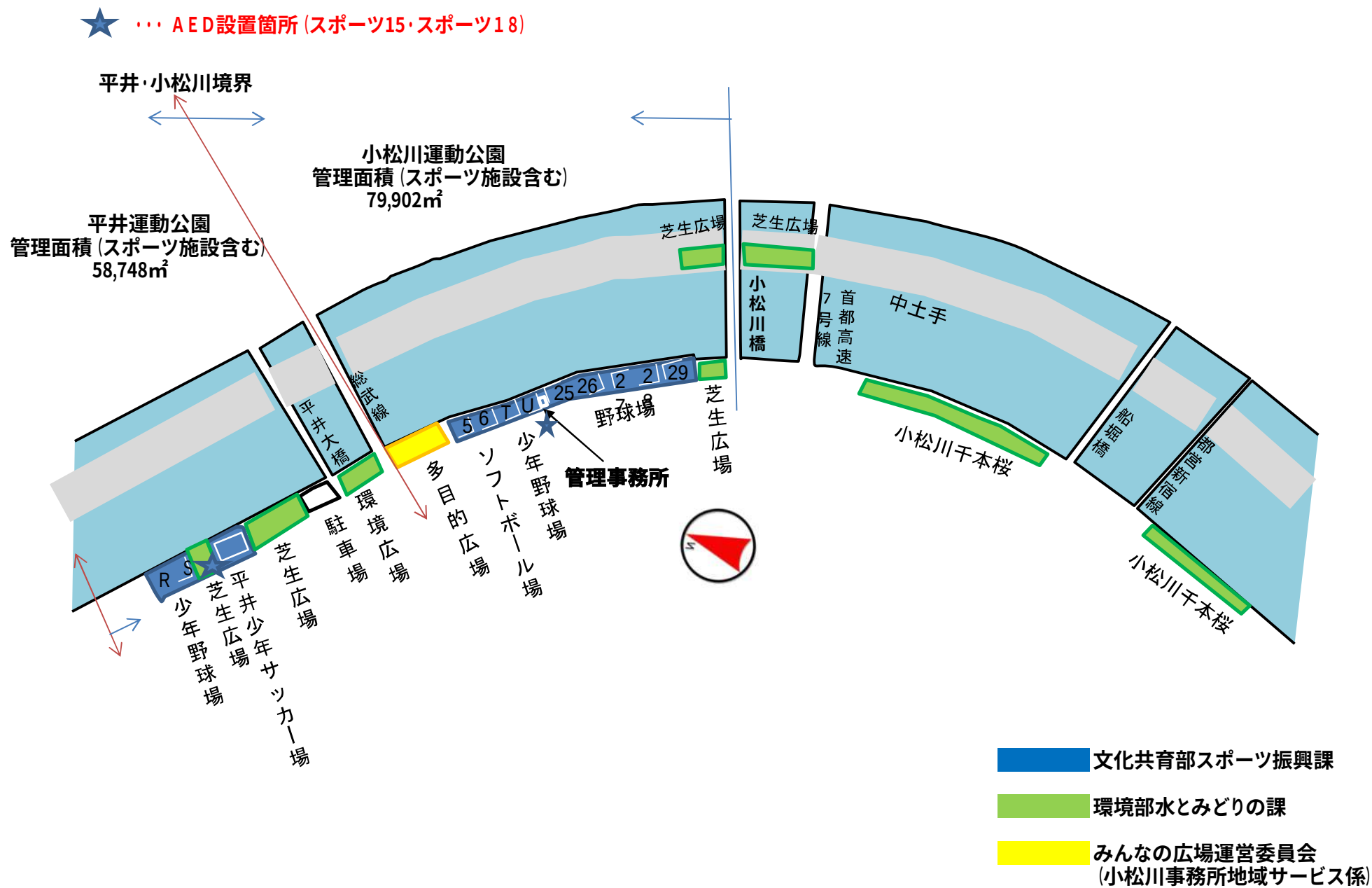
別紙1-2(グラウンド) 江戸川河川敷地図(篠崎方面)

篠崎緑地緑地管理面積(スポーツ施設含む) 261,582㎡

★・・・AED設置場所 手洗所(スポーツ12・13)



別紙 2 (グラウンド) 荒川河川敷地図



令和9年度 江戸川区河川敷グラウンド 整備・修繕工事一覧

(通年の修繕工事委託を除く)

1 地盤整備工事 (R9維持補修費)

場所: 江戸川河川敷グラウンド 『野球場8面、13～16面』『ソフトボール場1～3面』『硬式野球場21面、22面』
『ラグビー場』『運動場兼ラグビー場』

荒川河川敷グラウンド 『少年野球場R～U面』

内容: 水はけが悪い部分について形状回復を行う

2 防球ネット設置工事<2箇所> (R9整備費)

場所: 江戸川河川敷グラウンド 『多目的グラウンド』

内容: 施設利用者の安全対策として設置する

3 防球ネットカバー取替工事<2箇所> (R9維持補修費)

場所: 荒川河川敷グラウンド 『少年野球場R面、S面』

内容: 設備の老朽化に伴う取り替えを行う

4 パーゴラの設置工事<6箇所> (R9整備費)

場所: 江戸川河川敷グラウンド 『多目的グラウンド』

荒川河川敷グラウンド 『野球場26～29面』

内容: 施設利用者の熱中症対策として設置する

5 バックネット撤去・設置工事<3箇所> (R9維持補修費)

場所: 江戸川河川敷グラウンド 『野球場3面、11面』『少年野球場C面』

内容: 設備の老朽化に伴う撤去・設置を行う

6 スコアボード撤去・設置工事<5箇所> (R9維持補修費)

場所: 江戸川河川敷グラウンド 『野球場9面、16面、21面』『少年野球場E面、F面』

内容: 設備の老朽化に伴う撤去・設置を行う

7 その他

場所: 江戸川河川敷グラウンド・荒川河川敷グラウンド

内容: 委託料 (整備費・維持補修費) の範囲内で、江戸川区文化共育部スポーツ振興課が必要と認めた工事を行う

令和 7 年度 河川敷グラウンド修繕等実績

① 燃料費	ガソリン	トラック 2,700ℓ	
		バイク 2,620ℓ	
		草刈機 5,120ℓ	
		発電機 1,830ℓ	荒川グラウンドは通電していないため、発電機を使用
	軽油	トラクター 3680ℓ	
② 光熱水費	電気	1528.3Kwh	梶倉庫のみ
	水道	江戸川 2605m³ 荒川 461m³	
③ 修繕費	トラクター・草刈機・発電機・見回り用バイク・トラックのほか、いたずらによる破損や手洗所・立ち飲みの漏水など、緊急を要する修繕。 (主な修繕内容) 法定点検・車検（2件）、自動車（2件）、手洗所（11件）、水道関連(8件)、電気関連修繕（3件）、発電機（3件）、トラクター（5件）、バイク（21件）、草刈機バロネス（15件）、タイヤローラー（1件）特定自主点検（2件）空調関連（2件）スコアード修繕（1件）、バックネット修繕（5件）パーゴラ修繕（3件）		
④ 消耗品費	ラインパウダー	4,000 袋	アサヒフィールドライン使用
	トイレットペーパー	3,000 個	みどりのえどがわ使用（65m）
	その他、貸出用ベース・ラインカー外施設補修用ペンキ・工具類やベース固定用木製台木など、年間を通して、施設維持管理に必要な物品を購入		
⑤ 原材料費	岩 瀬 砂	1,400 m³	江戸川・荒川グラウンドにおける年間の合計使用量
	洗 砂	230 m³	
	真 土	169 m³	
	赤 土	100 m³	
	砕 石	150 m³	
⑥ 機材賃借料	緊急対策用として、台風・高波などによる河川増水時、河川敷外への手洗所・倉庫などの撤去作業を行う際のラフター、トラックの手配、通常維持用・砂塵対策用として、作業の規模に応じて必要なブルドーザーの賃借などを行う。 (主な実績) ※原材料は別途購入 ・緊急対策（冠水対策） ⇒トラック6台、ユニック4台 ・野球場・運動場・ソフトボール場・サッカー場・少年サッカー場改修工事 ⇒ブルドーザー、ロードローラー 各1台 ショベルローダー2台 回送車3台 ・通常維持 野球場・ソフトボール場・サッカー場・運動場・ラグビー場（黒土、赤土、岩瀬砂敷き均し転圧） ⇒シャベルローダー、ロードローラー、3tトラック 各1台		
⑦ 備品購入費	トラクター（1台）、草刈り機（1台）リアカー（3台）発電機（1台）フェアボール 防護マット（33枚）		